

広島県サービス付き高齢者向け住宅登録基準

(趣旨)

第1条 この登録基準は、サービス付き高齢者向け住宅の登録にあたって、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(以下「高齢者住まい法施行規則」という)に定める基準のほか、高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条に規定する登録の基準について、実務上の取扱いを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 台所

一般的な炊事を行うことが可能な調理設備で、蛇口やシンク、ガスコンロ又は電磁調理器を備えたものとする。

(2) 水洗便所

腰掛式など、身体の不自由な者が使用するのに適したものとする。

(3) 収納設備

押入れ、クローゼットなど入居者の衣類等私物を保管するために建物と一体で整備されるものを原則とする。ただし、居室内に収納設備を備え付ける場合は、設置者が用意する備え付けタンス等も含む。

(4) 洗面設備

蛇口や化粧鏡、据付型洗面器などを備えたものとする。

(5) 浴室

浴槽及び洗い場などを有するものとする。

(6) 各居住部分の床面積

高齢者住まい法施行規則第8条に定める床面積の算定方法は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第三号に定めるところによることとし、給排水管等のためのパイプスペース等、住戸の専用部分に該当しない部分の面積は除くものとする。

(7) 緊急通報装置

状況把握サービスの提供するために常駐する者が夜間等、サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接し、若しくは近接する土地に存する建物に常駐していない時間において、入居者の心身の状況に関し、必要に応じて通報するために各居住部分に設置する装置をいう。

(設備)

第3条 高齢者住まい法施行規則第9条に定める、共用部分に共同して利用するため適切な台所、浴室などを備えることにより各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保されるとみなす基準を次のとおり定める。

(1) 各戸に台所、収納設備又は浴室を備えていない場合は、それぞれについて共用部分に備えることにより、各居室に備える場合と同等以上の居住環境が確保されなければならない。この場合の「同等以上の居住環境」については、次条から第6条に定める。

(台所)

第4条 共用部分に備える台所については、次のとおりとする。

(1) 食事の提供を行うサービス付き高齢者向け住宅にあっては、原則として共同で使用する台所に備え付けるコンロについて、居室内に台所を備えていない戸数3戸につき1口以上のコンロ1基以上を備えること。この場合、コンロ3口につきシンク1つ以上とする。

なお、各戸が複数階にわたって設置されている場合は、居室がある階毎に備えることが望ましい。

(2) 食事の提供を行わないサービス付き高齢者向け住宅にあっては、原則として各戸に台所を設置するものとするが、建物の計画上やむをえず共用部分に台所を備える場合にあっては、共同で使用する台所に備え付けるコンロについて、居室内に台所を備えていない戸数1戸につき1口以上のコンロ1基以上を備えること。この場合、コンロ3口につきシンク1つ以上とする。

なお、各戸が複数階にわたって設置されている場合は、居室がある階毎に備えること。

(3) 前各号における台所には、食事の宅配サービスのため、専ら設置者において使用するなど、入居者が使用しない厨房等の調理設備は含めないものとする。

(収納設備)

第5条 共用部分に備えることができる収納設備については、入居者の衣類・寝具の収納に供するものを除く。

(浴室)

第6条 共用部分に備える浴室については、原則として居室内に浴室を備えていない戸数10戸に対し1箇所以上の割合で備えることとし、居室のある階ごとに備えること。

ただし、入居者が利用するに当たり、位置及び居室との距離などの動線に配慮されている場合は、居室のある階毎に備えることを要しない。

(居間、食堂に供する部分)

第7条 高齢者住まい法施行規則第8条により、各居住部分の床面積を25㎡未満とする場合に設置される、共同の居間及び食堂にあっては、原則として建物内に1箇所設置するものとし、規模については25㎡を満たない住戸数に3㎡を乗じて得た面積以上とすること。なお、各戸が複数階にわたって設置されている場合で、居室がある階毎に居間及び食堂を備える場合は、原則としてその階に属する居室数に3㎡を乗じて得た面積以上とすること。

(緊急通報装置)

第8条 居住部分の居室、便所及び浴室には、非常の際に通報できる緊急通報装置を備えること。なお、共用部分に備える便所及び浴室についても同様とする。

(その他の設備)

第9条 入居者の状況把握及び生活相談サービスを提供するために職員が常駐するためのスペースを確保すること。

- (1) 常駐するためのスペースの設置場所は、サービス付き高齢者向け住宅の敷地又は当該敷地に隣接し、若しくは近接する土地に存する建物内とする。
- (2) その他サービス付き高齢者向け住宅の規模及び、提供する高齢者生活支援サービス内容に応じ、適切な機能を有する設備を設けること。

(職員配置等)

第10条 サービス付き高齢者向け住宅の規模及び提供するサービス内容に応じ、適当な数の職員を配置すること。また、夜間を含め、緊急時に対応できる体制を整備すること。

附 則

- 1 本基準は、平成23年10月20日から施行する。
- 2 本基準の施行の日までに、既に着工し、若しくは国のサービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金の事業採択通知を受けているもの（施越承認を含む。）については、第10条を除いて本基準を適用しない。

ただし、本基準の施行後に増築や改築、大規模修繕が行われる場合は、本基準に適合するよう求めるものとする。

- 3 本基準の施行の日に、既に適合高齢者専用賃貸住宅の事前協議済書の交付を受けている適合高齢者専用賃貸住宅、または既に有料老人ホームの事前協議済書の交付を受けている有料老人ホームについては、第10条を除いて本基準を適用しない。

ただし、本基準の施行後に増築や改築、大規模修繕が行われる場合は、本基準に適合するよう求めるものとする。

附 則

本基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本基準は、平成28年3月23日から施行する